

大規模小売店舗出店計画概要書（様式例）

1. 設置者の概要

名称・所在地

2. 店舗施設の概要

(1) 建物の名称・所在地

(2) 立地場所の概要（参考）

①敷地面積 ②土地の権利状況 ③現在の利用状況 ④用途地域 ⑤建ぺい率 ⑥容積率

⑦高さ制限 ⑧隣接地の用途現況 ⑨法規制状況等

(3) 店舗の概要

①建築面積（参考） ②延べ床面積 ③構造（参考） ④階数 ⑤店舗面積

⑥開店予定年月日 ⑦開店時刻 ⑧閉店時刻 ⑨主な小売業者 ⑩その他のテナント数

⑪建築着工予定年月日（参考） ⑫竣工予定年月日（参考）

⑬各階の店舗面積

	店舗面積	延床面積	取扱商品
8階			
7階			
2階			
1階			
合計			

3. 駐車場の概要

(1) 駐車場の種類及び箇所数

(2) 出入口の数

(3) 駐車場面積 m²

(4) 指針計算式による台数

(5) 駐車待ちスペースの有無

4. 駐輪場の概要

(1) 駐輪場台数 台

(2) 駐輪場面積 m²

5. 荷さばき施設の概要

(1) 荷さばき施設の面積 m²

(2) 荷さばき可能時間 ○時から○時まで

(3) 平均的な配送車台数 台/日

6. 廃棄物施設の概要

廃棄物	廃棄物の種類	厨芥その他	缶びん	紙類	合計
	排出量予測値				
	指針による排出容量				
	保管施設面積				

7. 騒音対策の概要

- (1) 遮音壁の有無
- (2) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の有無
- (3) 早朝・夜間における騒音発生の可能性の有無

8. 敷地周辺道路の状況

項目	道路No. 1	道路No. 2	
地域の主要渋滞箇所の指定の有無			
道路幅員			
交通規制			
歩道の幅員			
信号機の有無			
横断歩道等の状況			
通学路の有無			

9. 交通対策の概要

10. その他（街並みづくり、屋外照明、広告塔照明等の計画について）

◆添付資料

- ・ 大店立地法第4条第2項に定める店舗の施設配置及び駐車場の出入口等がわかる概況図（冷却塔及び吸排気口、室外機、遮音壁の位置を記載すること）
- ・ 周辺見取り図（周辺の用途地域を明示すること）
- ・ 周辺交通への影響対策

様式第2号（新設の届出の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに、意見を述べる理由を記載した書面を添えて、年 月 日から年 月 日までに奈良県~~産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター~~産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称）及び住所（並びに代表者の氏名）
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）及び住所（並びに代表者の氏名）
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 七 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 八 届出年月日
- 九 縦覧場所
- 十 縦覧期間
- 十一 縦覧時間

様式第3号（変更の届出の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項（第六条第二項、附則第五条第一項、附則第五条第三項）の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）、意見を述べる理由を記載した書面を添えて、年 月 日から 年 月 日に奈良県~~産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター~~産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 変更のあった（変更しようとする）事項
（変更前）

（変更後）
- 三 届出年月日
- 四 縦覧場所
- 五 縦覧期間
- 六 縦覧時間

様式第4号（大規模小売店舗廃止の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次の大規模小売店舗について廃止の届出がありました。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

（大規模小売店舗の名称及び所在地）を記載

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

軽微変更の適用申請について

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり軽微変更の適用について申請します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

2. 変更しようとする施設の配置

_____の位置の変更

※変更前と変更後の位置の確認できる図面を添付

3. 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出予定年月日

4. 変更しようとする年月日

5. 変更理由

6. 大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更該当する理由

様

奈良県知事

軽微変更の適用承認（不承認）について（通知）

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第8条第2項の規定により、軽微変更適用について下記のとおり通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 適用申請年月日
3. 軽微変更適用
承認する（承認しない）
4. 承認（不承認）の理由

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

大規模小売店舗説明会実施報告書

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 説明会実施報告書

項 目		
店舗の名称		
所在地		
連絡先		
説明会の 周知方法		
第1回 説明会	開催の日時	
	開催場所	
	説明者	
	出席者	人
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対応する 応答	
第2回 説明会	〃	
第3回 説明会	〃	

様式第 8 号（説明会を掲示に代える申請）

年 月 日

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

説明会を掲示に代える申請について

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり説明会を掲示に代える申請をします。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

2. 変更しようとする事項

変更前
変更後

※必要に応じて変更前と変更後の図面を添付

3. 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出予定年月日

4. 変更する年月日

5. 変更理由

6. 大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定による説明会を開催する必要性がない理由

様

奈良県知事

説明会を掲示に代える申請の承認（不承認）について（通知）

奈良県大規模小売店舗立地法手続要綱第10条第3項の規定により、説明会を掲示に代える申請について下記のとおり通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 説明会を掲示に代える申請年月日
3. 説明会を掲示に代える
承認する（承認しない）
4. 承認（不承認）の理由

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

説明会開催不能申請書

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 説明会を開催することができない理由

番 号
年 月 日

様

奈良県知事

説明会開催不能の承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で申請のあった下記の大規模小売店舗の説明会については、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会を開催することが出来ない事由として（承認する・承認しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 決定の理由

市町村長 殿

奈良県知事

大規模小売店舗立地法に基づく意見について（照会）

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 1 項、第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項又は附則第 5 条第 3 項）の規定により、別添のとおり届出があったので通知します。

なお、当該届出については同法同条第 3 項の規定により、年 月 日に公告するとともに、同法第 8 条第 1 項に基づき貴市（町村）の意見を聴取しますので、当該大規模小売店舗の届出に意見を有する場合には、公告の日から 4 か月以内に、合理的理由を添えて、様式第 1 3 号により意見の申し出をお願いします。なお、意見のない場合もその旨ご回答願います。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

2. 意見の提出期限

年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長名

大規模小売店舗立地法に基づく意見の申し出について（回答）

年 月 日付け、番 号で照会がありましたこのことについて、下記のとおり回答
します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 意見及びその理由について

(意見書様式例)

年 月 日

意見書

奈良県知事 殿

住所・所在地
氏名・団体名
連絡先 tel

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。
なお、内容については、同法第8条第3項の規定により公告、縦覧されることを了承します。

対象大規模小売店舗名称	
提出者の住所 (団体の場合は、 所在地)	
提出者の氏名 (団体の場合は、 団体名、代表者名)	
意見の対象となる 生活環境の保持の ために配慮すべき 事項	
意見と理由	

様式第14号（市町村及び住民等意見書の概要の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項（第二項）の規定により市町村から意見を聴きました（意見が述べられました）ので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 市町村（住民等）から聴取した（述べられた）意見の概要
- 三 縦覧場所
- 四 縦覧期間
- 五 縦覧時間

様

奈良県知事

大規模小売店舗の届出に係る奈良県意見について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、貴社（貴殿）が新設（変更）しようとする大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、指針を考慮しつつ、当該大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持の見地から下記のとおり意見を述べることにいたしましたので、対応についてご検討の上、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行って下さい。

なお、本県が述べた意見が適正に反映されず当該大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条の規定により勧告することがあります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 意見の内容

様

奈良県知事

大規模小売店舗の届出に係る奈良県意見について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、貴社（貴殿）が新設（変更）しようとする大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、指針を考慮しつつ、当該大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持の見地からは、意見がない旨通知します。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項及び第6条第4項の規定は、適用されないこととなります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

様式第17号（県の意見の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗の設置者に対して県の意見を述べましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 意見の概要
- 三 縦覧場所
- 四 縦覧期間
- 五 縦覧時間

様式第18号（県の意見に対する添付書類の事項のみの変更）

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

添付書類変更通知書

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 変更しようとする添付書類の事項
3. 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第5条第1項に規定する事項を変更しない理由

様式第 19 号（県の意見を適正に反映していない場合の市町村への意見照会）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

奈良県知事

大規模小売店舗立地法に基づく意見について（照会）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 7 項の規定により提出された届出の内容については、先に述べた本県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるので、貴市（町村）において当該大規模小売店舗の届出に意見を有する場合は、合理的理由を添えて様式第 13 号により知事あての意見の申し出をお願いします。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 意見の提出期限
年 月 日

様式第20号（県の意見が適正反映している場合の市町村への通知）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

奈良県知事

大規模小売店舗の届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により提出された届出の内容については、先に述べた本県の意見を適正に反映しており、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができるものと認められますので通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

様

奈良県知事

大規模小売店舗の届出に対する勧告

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 7 項の規定により提出された届出又は通知の内容については、先に述べた本県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるので、同法第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、同法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 勧告の理由
3. 必要な措置の内容
4. 変更の届出の期限
年 月 日

この期限を過ぎて変更の届出がなされない場合は、正当な理由がなく、当該勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により、その旨を公表することがあります。

様式第 2 2 号（勧告の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第九条第一項の規定により大規模小売店舗の設置者に対して必要な措置をとるべきことを勧告しましたので、次のとおり公告します。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 勧告の内容

様式第 2 3 号（県の勧告に対する添付書類の事項のみの変更）

奈良県知事 殿

建物設置者名
住 所

添付書類変更届出書

奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 1 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 変更しようとする添付書類の事項
3. 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に規定する事項を変更しない理由

様

奈良県知事

大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定による公表に関する意見聴取について（照会）

年 月 日付け番 号により行った勧告に対し、正当な理由なく従っていないと考えられますので、大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 9 条第 7 項の規定による公表を行うにあたり、当該公表に関する意見があれば、年 月 日までに回答願います。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 届出の内容及び届出年月日
3. 県の意見の通知年月日
4. 勧告年月日
5. 公表を行おうとする理由

奈良県知事 殿

建物設置者
住 所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定による公表に関する意見（回答）

年 月 日付け、番 号をもって意見照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 届出の内容及び届出年月日
3. 県の意見の通知年月日
4. 勧告年月日
5. 公表に関する意見照会年月日
6. 公表に関する意見

番 号
年 月 日

様

奈良県知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告に従わなかった旨の公表について

年 月 日付け番 号により行った勧告に対し、あなたは正当な理由なく従いません
でしたので、下記のとおり公表します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 公表の理由
3. 公表の年月日

様式第27号（公表の公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第九条第一項の規定により行った勧告に対し、下記の者は正当な理由なく従わなかったため、その旨公表します。

年 月 日

奈良県知事 氏 名

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
2. 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び法人にあっては代表者の氏名
3. 公表の根拠及び理由
大規模小売店舗立地法第九条第一項の規定により 年 月 日付けで本県より勧告を行ったところ、当該勧告に対し、 年 月 日現在、正当な理由なく従わないため、同法第九条第七項により公表するものである。
4. 勧告内容